

山形県教員「指標」(改正案)に提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

1 意見の募集期間 令和6年3月1日(金)から令和5年3月17日(日)まで

2 意見の件数 4名から7件の意見

	主な意見の概要	県教育委員会の考え方
山形県教員指標 全般 について		
①	○ 改正の趣旨、内容とも適切だと思う。	○ この指標を踏まえ、教員の資質向上に取り組んでまいります。
②	○ 第7次山形県教育振興計画に対応した「指標」の改正が、今後必要になってくるのではないか。(同様の御意見他1件)	○ 第7次山形県教育振興計画については、令和6年度中の策定を予定しております。その内容を踏まえ検討してまいります。
③	○ 「3 指標が対象とする教員等の範囲」に記載されている教員等の中で、それ以降記載のない職種(副校長・教頭、養護助教諭、幼保連携型認定こども園の教員等)があり、分類が曖昧なため、明確にしてはどうか。	○ 文部科学省の指針では、教員と校長の指標を策定することとされており、これを踏まえ、県教育委員会では、校長、教諭の指標を策定しております。 ○ 副校長・教頭は、校長とともに学校運営上必要な仕事を管理する一方、教諭同様に授業を行うなど校長及び教諭両方の職責を有する立場となっていることから、校長・教諭(組織運営期)両方の指標を参考とすることとしております。 ○ 養護助教諭は養護教諭、幼保連携型認定こども園の教員等は幼稚園教諭に含まれます。
山形県教員指標 養護教諭用A【養護教諭の実践に関する資質・能力】について		
④	○ 今後、熱中症予防対応についても危機管理項目等に記載していく必要があると思う。	○ 「山形県教員指標(養護教諭用A)」の項目10(学校での事件・事故、災害等の予防的措置や健康に関する危機管理・組織的対応の指導的役割を果たすことができる。)に含まれます。
その他		
⑤	○ 幼稚園教諭のICT活用について、その環境整備に対する県としての支援があるとよいのではないか。	○ 市町村立幼稚園(学校)の環境整備については、設置者たる市町村の話をよく聞いてまいります。
⑥	○ 山形県教員「指標」と教職員の「標準職務遂行能力」との関係性はどうなっているのか。	○ 山形県教員「指標」は、教育公務員特例法第22条3に基づき、文部科学大臣が定める指針を踏まえ、本県教員が身に付ける資質・能力を明確化し、研修計画を策定する際に踏まえるべきものとして策定しております。一方、教職員の標準職務遂行能力を定める要綱は、地方公務員法第15条の2第1項第5号に基づき、本県教員の標準職務遂行能力を定めたものであり、人事評価に当たって用いられるものです。